**様式３（新規）**

全国健康保険協会管掌健康保険

被保険者に対する特定保健指導業務実施機関調査票

実施機関名（　　　　　　　　　　　　　　　　）

令和　　　年　　　月　　　日調　　査　　票

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 申請書内記載事項[該当する回答に、✓または○印を付すること] | 補足事項等[補足事項等がある場合に記載すること] | 調査結果（※） | 《参考》外部委託基準等関係法令 |
| １．人員に関する基準 | （１）保健指導の業務統括者が持つ資格はどれですか？　①　医師　②　保健師　③　管理栄養士　④　その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  | 特定保健指導を実施する各施設において、動機づけ支援及び積極的支援の実施その他の特定保健指導に係る業務全般を統括管理する者は、常勤の医師、保健師又は管理栄養士であること。また、常勤の管理者が置かれていること。ただし、管理上支障がない場合は、保健指導機関の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 |
| （２）常勤の管理者を置いていますか？　・はい　　　　・いいえ |  |  |
| （３）特定保健指導対象者（以下「対象者」という。）への初回面接、行動目標・支援計画の作成、保健指導の評価に関する業務を行うのは、次のどなたですか？（あてはまる項目すべてに○を付けること。）　①　医師　②　保健師　③　管理栄養士　④　一定の保健指導経験のある看護師⑤　その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  | 「動機づけ支援」、「積極的支援」において、(1)初回の面接、(2)対象者の行動目標・支援計画の作成、(3)保健指導の評価に関する業務を行うものは、医師、保健師、管理栄養士であること。（ただし、高確法施行後5年間に限り、一定の保健指導の実務経験のある看護師も行うことができる。） |
| （４）支援計画の実施にあたっては、統括的な責任を持つ医師、保健師、管理栄養士が対象者ごとに決められていますか？・はい　　　　・いいえ |  |  | 対象者ごとに支援計画の実施について統括的な責任を持つ医師、保健師、管理栄養士が決められていること |
| 項　　　目 | 申請書内記載事項[該当する回答に、✓または○印を付すること] | 補足事項等[補足事項等がある場合に記載すること] | 調査結果（※） | 《参考》外部委託基準等関係法令 |
| １．人員に関する基準 | （５）食生活の実践的指導は、次のうち誰が実施しますか？　①　医師、保健師または管理栄養士（一定の実務経験を有する看護師を含む）　②　看護師等で所定の研修を修了した者③　「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（ＴＨＰ指針）に基づく産業栄養指導者または産業保健指導者であり、所定の研修を受講した者 |  |  | 「動機づけ支援」や「積極的支援」のプログラムのうち、対象者の支援計画に基づく食生活に関する実践的指導は、管理栄養士その他の食生活に関する専門的知識及び技術を有する者により提供されること。 |
| （６）運動の実践的指導は、次のうち誰が実施しますか？　①　医師、保健師または管理栄養士（一定の実務経験を有する看護師を含む）　②　看護師等で所定の研修を修了した者　③　健康・体力づくり事業財団認定の健康運動指導士であり、所定の研修を受講した者④　「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（ＴＨＰ指針）に基づく運動指導担当者であり、所定の研修を受講した者 |  |  | 「動機づけ支援」や「積極的支援」のプログラムのうち、対象者の支援計画に基づく運動に関する実践的指導は、運動に関する専門的知識及び技術を有する者により提供されること。 |
| （７）保健指導実践者のうち、保健指導実践者育成研修プログラムを受講した者は何％程度ですか？　①　0～19％　 　 　 ② 20～39％　③　40～59％ ④ 60～79％　⑤　80～89％　　　　　⑥ 90～99％　⑦　100％ |  |  | 保健指導は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましい。 |
| （８）対象者が治療中の場合には、統括的な責任者が主治医と連携を図ることをマニュアル等で明確化していますか？・はい　　　　・いいえ |  |  | 保健指導対象者が治療中の場合には、統括責任者が必要に応じて当該保健指導対象者の主治医と連携を図ること。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 申請書内記載事項[該当する回答に、✓または○印を付すること] | 補足事項等[補足事項等がある場合に記載すること] | 調査結果（※） | 《参考》外部委託基準等関係法令 |
| ２．施設又は設備等に関する基準 | （１）保健指導を実施するための施設、設備について、ご回答ください。　①個別指導に適した部屋があり、机・椅子などがある。　・はい　　　　・いいえ　②グループ支援に利用できる部屋がある。　・はい　　　　・いいえ③電話、ｅ-mail、ＦＡＸの設備を有している。・はい　　　　・いいえ |  |  | 保健指導を実施するために必要な施設及び設備を有していること。 |
| （２）個別指導を行う際、対象者のプライバシーが十分に保護されるスペースが確保されていますか？　・はい　　　　・いいえ |  |  | 個別指導を行う際、対象者のプライバシーが十分に保護される施設（部屋）が確保されていること。 |
| （３）運動の実践を行う場合には、緊急時における応急処置のための設備を有していますか？　・はい　　　　・いいえ |  |  | 運動の実践を行う場合には、緊急時における応急処置の設備を有していること。 |
| （４）健康増進法第25条に規定する受動喫煙の防止措置をどのように講じていますか？□　敷地内禁煙□　施設内禁煙□　完全分煙□　防止措置を講じていない |  |  | 健康増進法第２５条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 申請書内記載事項[該当する回答に、✓または○印を付すること] | 補足事項等[補足事項等がある場合に記載すること] | 調査結果（※） | 《参考》外部委託基準等関係法令 |
| ３．保健指導の内容に関する基準 | （１）保健指導プログラムについて、ご回答ください。①保健指導プログラムのマニュアルは作成していますか？　・はい　　　　・いいえ②プログラムの内容は、標準的プログラムに準拠していますか？　・はい　　　　・いいえ③内容が科学的根拠に基づいていますか？・はい　　　　・いいえ④対象者の特性に応じた柔軟な対応が可能ですか？・はい　　　　・いいえ⑤地域、職域の特性に応じた柔軟な対応が可能ですか？・はい　　　　・いいえ⑥作成したマニュアルを、すべての実践者に配布し、研修に活用していますか？・はい　　　　・いいえ |  |  | 保健指導プログラムは、科学的根拠に基づくとともに、対象者や地域の特性に考慮したものであること。 |
| （２）具体的な保健指導プログラム(支援のための材料、学習教材等を含む。)について、ご回答ください。①協会けんぽに提示できる具体的な保健指導プログラムはありますか？　・はい　　　　・いいえ②保健指導プログラムについて、知識を有する担当者が、協会けんぽとの間で具体的に協議することができますか？　・はい　　　　・いいえ |  |  | 具体的な保健指導プログラム（支援のための材料、学習教材等を含む。）は、協会けんぽに提示でき、了解を得ること。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 申請書内記載事項[該当する回答に、✓または○印を付すること] | 補足事項等[補足事項等がある場合に記載すること] | 調査結果（※） | 《参考》外部委託基準等関係法令 |
| ３．保健指導の内容に関する基準 | （３）支援のための材料、学習教材等について、ご回答ください。①支援のための材料、学習教材として、以下のようなものが存在しますか？　□　個人の健康情報の分析結果　□　生活習慣改善を継続的に支援するためのシートやソフトウエア　□　腹囲の自己測定のためのツール　□　栄養に関する指導に用いるフードモデル　□　健康状態に合わせて配布するパンフレットなど　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　）②常に最新の知見、情報に基づくよう、以下の取組みができますか？　□　定期的に内容の見直しを行う。　□　組織内外のメタボに関する専門家等のアドバイスを受ける。　□　材料や教材を保健指導実践者が適切に使用できるように、活用方法に関する説明や研修を行う。 |  |  | 最新の知見、情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。 |
| （４）自施設及び委託先での個別面談におけるプライバシーへの配慮について、ご回答ください。①自社（機関）内で実施する個別面接においては、周囲へ声が漏れない個室を確保していますか？　・はい　　　　・いいえ②訪問先において、外部に声が漏れない個室を確保するよう要請していますか？　・はい　　　　・いいえ |  |  | 保健指導を行う場合は、プライバシーが保護される場で行われること。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 申請書内記載事項[該当する回答に、✓または○印を付すること] | 補足事項等[補足事項等がある場合に記載すること] | 調査結果（※） | 《参考》外部委託基準等関係法令 |
| ３．保健指導の内容に関する基準 | ③施設内などから電話による支援を行う場合、部外者が立ち入らないように管理できますか？・はい　　　　・いいえ 　（困難な場合の対応策：　　　　　　　　　　　　）④施設内でＦＡＸ（手紙）による支援を行う場合には、　保健指導実践者からの手紙・ＦＡＸ及び対象者からの返書を確実に管理できますか？　・はい　　　　・いいえ（困難な場合の対応策：　　　　　　　　　　　　） |  |  | 保健指導を行う場合は、プライバシーが保護される場で行われていること。 |
| （５）契約期間中に、保健指導を行った対象者から指導内容について相談があった場合の対応について、ご回答ください。　①対象者からの相談窓口を明確にしますか？　・はい　　　　・いいえ　②相談窓口を対象者に明示できますか？　・はい　　　　・いいえ③窓口が受けた相談が確実に保健指導実践者又はその他の専門スタッフに繋がるよう体制を整備しますか？　・はい　　　　・いいえ |  |  | 契約期間中に、保健指導を行った対象者から指導内容について相談があった場合は、事業者は相談に応じること。 |
| （６）保健指導を受けなかった者又は中断した者への対応について、ご回答ください。　①実施予定日から速やかに電話、ｅ-mail、ＦＡＸなどで対象者に連絡できますか？　・はい　　　　・いいえ　②脱落防止のため２回以上連絡を行いますか？　・はい　　　　・いいえ |  |  | 保健指導対象者のうち保健指導を受けなかった者又は保健指導を中断した者への対応については、対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 申請書内記載事項[該当する回答に、✓または○印を付すること] | 補足事項等[補足事項等がある場合に記載すること] | 調査結果（※） | 《参考》外部委託基準等関係法令 |
| ４．保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準 | （１）個人情報に関する管理責任者の氏名を記入してください。　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |  |
| （２）プライバシーマークを取得していますか？　　・はい（認定番号：　　　　　　　　　　　　　　　）　・いいえ |  |  |  |
| （３）保健指導に関する記録は、協会けんぽが指定する様式により、対象者の保健指導レベル、効果等を安全かつ速やかに報告できますか？　・はい　　　　・いいえ |  |  | 保健指導に関する記録を協会けんぽが指定する報告書により作成し、当該記録を安全かつ速やかに提出すること。 |
| （４）保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等の諸記録の保管・管理について、ご回答ください。①保健指導の具体的な記録方法を明確にしますか？　・はい　　　　・いいえ②決められた方法で記録されていることを確認できますか？　・はい　　　　・いいえ③保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を記載したものは、どこに保管しますか？（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  | 保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を記載したものが、適切に保管・管理されていること。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 申請書内記載事項[該当する回答に、✓または○印を付すること] | 補足事項等[補足事項等がある場合に記載すること] | 調査結果（※） | 《参考》外部委託基準等関係法令 |
| ４．保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準 | （５）個人情報の取扱いについて、ご回答ください。　①個人情報を第三者提供する場合は、本人の同意を得ますか？　　　　　　　　・はい　　　　・いいえ②個人情報の管理について、従事者の教育指導を行いますか？　　　　　　　　・はい　　　　・いいえ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |  |  | 正当な理由がなく、その業務上知り得た保健指導対象者の情報を漏らしてはならない。 |
| ③個人情報保護に関する規定は策定されていますか？　　・はい　　　　・いいえ④個人情報保護に関する方針があり、明示していますか？　・はい　　　　・いいえ⑤個人情報を利用する目的が特定され、公表又は通知しますか？　　　　　・はい　　　　・いいえ⑥安全管理措置には以下のものが含まれていますか？* 個人情報取扱に関する社内規定とその運用
* 安全管理対策を講じるための組織体制
* 個人データの漏えい等の問題が生じた場合等における連絡体制及び二次被害防止のための措置
* 雇用契約時における個人情報保護に関する規定
* 従事者に対する研修会
* 物理的安全管理措置
* 技術的安全管理措置
* 個人データが消去されないための保存媒体の劣化防止、検索可能性の確保
* 不要となったデータの廃棄､消去を確実に行う手順
* 個人情報の盗難、紛失等を防止するための措置
* 個人情報を扱う情報管理システムについての安全管理措置
* 施設での対面指導の呼び出しなどにおけるプライバシーへの配慮
 |  |  | 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 申請書内記載事項[該当する回答に、✓または○印を付すること] | 補足事項等[補足事項等がある場合に記載すること] | 調査結果（※） | 《参考》外部委託基準等関係法令 |
| ４．保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準 | （６）医療保険者の委託を受けて健診結果や保健指導結果を保存する場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守しますか？　・はい　　　　・いいえ |  |  | 協会けんぽの委託を受けて健診結果や保健指導結果を保存する場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。 |
| （７）インターネット上の安全管理には、以下の項目を含んでいますか？　□　暗号化などによる秘匿性　□　通信の起点・終点識別のための認証　□　リモートログイン制御機能による安全管理　□　インターネット上で取り扱う情報の性質に応じて複数のパスワードを設けること　□　インターネット上でサービスを提供することについて同意を得ていること　□　同意しない個人については、インターネットから個人情報にアクセスできないような措置を講じること |  |  | インターネットを利用した支援を行う場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の６．９外部と個人情報を含む医療情報を交換する場合の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）の規定を徹底すること。さらに、外部への情報漏洩、不正アクセス、コンピュータ・ウイルスの侵入等を防止すること。 |
| （８）医療保険者の委託を受けて保健指導結果を外部に提供する場合の取扱いについて、ご回答ください。①個人情報の匿名化、不必要な情報の削除を行いますか？　・はい　　　　・いいえ②提供する情報の範囲を明確にしていますか？　・はい　　　　・いいえ |  |  | 特定保健指導の結果の分析等を行うため、協会けんぽの委託をうけて保健指導結果を外部に提供する場合は、本来必要とされる情報の範囲に限って提供すべきであり、個人情報をマスキングすることや個人が特定できない番号を付することなどにより、当該個人情報を匿名化すること。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 申請書内記載事項[該当する回答に、✓または○印を付すること] | 補足事項等[補足事項等がある場合に記載すること] | 調査結果（※） | 《参考》外部委託基準等関係法令 |
| ５．運営等に関する基準 | （１）保健指導を受けやすいように、以下のような工夫を行いますか？　□　土曜日・日曜日、祝日あるいは夜間に施設での保健指導が受けられる。　□　保健指導実践者が地域の施設などを利用して移動保健指導を実施する。　□　事業場を訪問して保健指導を実施する。　□　その他　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  | 特定保健指導の利用が容易になるよう、土日祝日又は夜間に特定保健指導を実施するなど、利用者の利便性に配慮し、特定保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。 |
| （２）保健指導の実施やその後のフォロー状況についての記録について、以下のタイミングで速やかに報告できますか？□　定期的な報告□　臨時の報告 |  |  | 協会けんぽが特定保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を求めた場合は速やかに報告すること。 |
| （３）保健指導実践者が、商品等の勧誘・販売等を行わないよう、以下の対応を行いますか？　□　教育指導　□　違反した場合の罰則規定の明確化 |  |  | 特定保健指導を行う際に、商品等の勧誘、販売等を行わないこと。また、特定保健指導を行う地位を利用した不当な推奨、販売（商品等を特定保健指導の対象者の誤解を招く方法で勧めること）等を行わないこと。 |
| （４）保健指導実践者の技能・知識を向上させるために、以下の事項に関する教育・研修を行いますか？□　最新の知識に関する教育□　マニュアルの内容に関する教育・研修□　保健指導技術に関する教育・研修 |  |  | 特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 申請書内記載事項[該当する回答に、✓または○印を付すること] | 補足事項等[補足事項等がある場合に記載すること] | 調査結果（※） | 《参考》外部委託基準等関係法令 |
| ５．運営等に関する基準 | （５）事業運営についての重要事項に関する規程の概要をホームページ上での掲載等を通じて医療保険者及び受診者が前もって確認できる方法で周知しますか？・はい　　　　・いいえ |  |  | 事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、当該規程の概要を協会けんぽ及び受診者が前もって確認できる方法（ＨＰ上の掲載等）を通じて、幅広く周知すること。１．事業の目的及び運営の方針２．統括者の氏名及び職種３．従業者の職種及び員数４．保健指導実施日及び実施時間５．保健指導の内容及び価格その他費用の額６．通常の事業の実施地域７．緊急時における対応８．その他運営に関する重要事項 |
| （６）保健指導実施者に身分を証する書類を携行させることができますか？　・はい　　　　・いいえ |  |  | 保健指導実施者に身分を証する書類を携行させ、保健指導対象者から求められたときは、これを掲示すること。 |
| （７）保健指導実施者の衛生及び健康管理に関して、以下の事項を行うことができますか？□　清潔を保つための指導と確認□　定期健康診断の確実な実施と事後措置□　空気感染や接触感染を起こす危険性のある感染症有病者への対応の明確化□　体調不良を訴える従業員への対応の明確化 |  |  | 保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、保健指導機関の設備及び備品について衛生的な管理を行うこと。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 申請書内記載事項[該当する回答に、✓または○印を付すること] | 補足事項等[補足事項等がある場合に記載すること] | 調査結果（※） | 《参考》外部委託基準等関係法令 |
| ５．運営等に関する基準 | （８）虚偽または誇張な広告にならないよう、管理体制を有していますか？　・はい　　　　・いいえ（９）保健指導の成果に関する広告は、科学的に妥当な方法で検証できますか？　・はい　　　　・いいえ |  |  | 保健指導機関について、虚偽又は誇大な広告を行わないこと。 |
| （10）苦情対応窓口を対象者に明示していますか？　・はい　　　　・いいえ（11）苦情への対応体制として、以下のことを明確化していますか？　□　苦情の種類ごとに対応担当者を明確にする。□　すべての苦情を記録し、責任者に報告する。□　苦情の内容は対応担当者等がその内容を分析して、組織内で共有化する。（12）苦情を受け付けた場合には、対応担当者はその内容等を記録し保存しますか？　・はい　　　　・いいえ |  |  | 保健指導対象者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。 |
| ６．経営状態について | （１）社会保険料の納入状況に遅れはないですか？　・はい　　　　・いいえ（２）手形交換所による取引停止処分や不渡り事故はありますか？　・はい　　　　・いいえ（３）会社更生法や民事再生法の適用を受けていますか？　・はい　　　　・いいえ |  |  | 社会保険料（健康保険料）等の滞納等がないこと。経営状態に問題がないこと。 |

|  |
| --- |
| 調査担当者意見欄（※） |
|  |
| 令和　　　年　　　月　　　日調査担当者名 |

※　協会支部が記入する欄